

大阪市教育委員会規則第 1 号

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（令和 2 年大阪市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加え、改正前欄に掲げる対象規定をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
大阪市立 <u>小学校及び中学校</u> の適正規模の確保に関する規則 (定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 本市が設置する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する <u>小学校及び中学校（いずれも本市の区域外に所在するもの及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「法施行規則」という。）第 56 条（法施行規則第 79 条において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。）</u> をいう。 (2) 複式学級 2 の学年の <u>児童又は生徒で編制する学級</u> をいう。 (3) 単学級 1 の学年における <u>学級数（特別支援学級及び夜間に 2 部授業を行う学</u>	大阪市立 <u>小学校</u> の適正規模の確保に関する規則 (定義) 第 2 条 [同左] (1) 学校 本市が設置する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する <u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）</u> をいう。 (2) 複式学級 2 の学年の <u>児童で編成する学級</u> をいう。 (3) 単学級 1 の学年における <u>学級数</u> が 1 であることをいう。

級の数を除く。以下同じ。)が1であることをいう。

(4) 通学区域 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号。以下「就学規則」という。）第2条第3号に規定する通学区域をいう。

[新設]

(5) 適正配置対象校 教育委員会が、学級数の規模が12を下回る小学校であって今後も12以上となる見込みがないと認めるもの及び学級数の規模が6を下回る中学校であって今後も6以上となる見込みがないと認めるものをいう。

[新設]

(6) 適正配置関係校 前号及び次項に規定する学校との統合の相手方となる学校（前号及び次項に規定する学校を除く。）又は前号及び次項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校（前号及び次項に規定する学校を除く。）をいう。

(4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校（条例第16条第4項に規定する適正配置対象校をいう。以下同じ。）との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域（大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）第2条第3号に規定する通学区域をいう。以下同じ。）の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

2 条例第16条第4項第2号に規定する教育委員会規則で定めるものは、教育委員会が、学級数の規模が9を下回る中学校であって今後も9以上となる見込みがないと認めるもの（条例第16条第4項第1号に規定する

[新設]

中学校を除く。)のうち、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものとする。

(適正配置対象校の区分)

第3条 小学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する小学校
- (2) 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)
- (4) 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)
- (6) 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)

2 中学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

(適正配置対象校の区分)

第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する学校
- (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- (3) 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- (4) 前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- (5) 7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- (6) 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

[新設]

<u>(1) 複式学級を有する中学校</u>	[新設]
<u>(2) 生徒数が60を下回る中学校であって、 今後も60以上となる見込みがないもの (前号に掲げるものを除く。)</u>	[新設]
<u>(3) 生徒数が60以上である中学校であつて、今後60を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)</u>	[新設]
<u>(4) 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)</u>	[新設]
<u>(5) 学級数が4又は5である中学校であつて、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)</u>	[新設]
<u>(6) 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)</u>	[新設]
(学校再編整備計画)	(学校再編整備計画)
第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。	第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
(1) <u>適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み</u>	(1) <u>適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み</u>
(2) <u>適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法</u>	(2) <u>適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法</u>
[(3) 略]	[(3) 同左]
(4) 学校再編整備計画実施後の <u>小学校</u> の通学路及び通学路の安全対策	(4) 学校再編整備計画実施後の <u>学校</u> の通学路及び通学路の安全対策
[(5) 略]	[(5) 同左]

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。

3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。

4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

[新設]

<u>5</u> 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、<u>適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校</u>と統合する場合にあっては、統合するいずれかの<u>学校</u>の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。	<u>4</u> 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、<u>適正配置対象校</u>と統合する場合にあっては、統合するいずれかの<u>適正配置対象校</u>の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
<u>6</u> 学校再編整備計画の実施の時期は、<u>学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。</u>	<u>5</u> 第3条第1号から第5号までに区分される<u>適正配置対象校の学校再編整備計画</u>は、<u>学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。</u>
<u>7</u> 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる<u>学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。</u>	<u>6</u> 第3条第6号に区分される<u>適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。</u>
(1) <u>第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校</u>	[新設]
(2) <u>第3条第1項第6号に区分される小学校</u>	[新設]
(3) <u>第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める</u>	[新設]

学校

(4) 第2条第2項に規定する中学校

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校について、当該校の学級数及び児童生徒数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画に関する学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学校再編整備計画の対象となる学校の校長の意見を聴いて、当該校の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 当該校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 当該校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民とする。）等

[新設]

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画ごとに学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該適正配置対象校及び当該適正配置関係校（以下「当該学校等」という。）の校長の意見を聴いて、当該学校等の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童の保護者

(2) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の所在する地域の住民

(3) <u>当該校</u>の学校協議会の構成員 〔(4) 略〕 3 委員の定数は、<u>学校再編整備計画の対象となる学校</u>のうち1の学校ごとに<u>5名程度</u>とし、会議ごとに定める。 〔4～7 略〕 8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、<u>学校再編整備計画の対象となる学校</u>に在籍する<u>児童生徒</u>について、<u>当該児童生徒</u>の保護者又は<u>当該児童生徒</u>が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。	(3) <u>当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校</u>の学校協議会の構成員 〔(4) 同左〕 3 委員の定数は、<u>原則として、当該学校等</u>のうち1の学校ごとに<u>5名以内</u>とし、会議ごとに定める。 〔4～7 同左〕 8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、<u>当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校</u>に在籍する<u>児童</u>について、<u>当該児童</u>の保護者又は<u>当該児童</u>が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。